特定非営利活動法人　日本冠疾患学会定款施行細則

第１条　会費年額は会員種別問わず 0 円とする。

２　休会制度

（１）当法人の会員は海外留学、療養またはその他の理由で、当法人の会員としての義務を遂行できない場合には、休会を申請することができる。

（２）休会期間の会費は免除とする。ただし、その期間は当法人会員としての資格及び権利は停止するものとする。

（３）休会を申請する会員は、所定の書式に従い必要事項を記載して速やかに学会事務局宛てに届け出なければならない。

３　再入会について会費長期未納により会員資格を喪失したのちに再入会をする場合の再入会費を以下のとおりとする。ただし未納退会後の再入会は 2 回までとし、3 回目以降は運営委員会において審議のうえ判断する。

再入会費：10,000 円

第２条　名誉会員

役員の中から、理事会の議決を経て、理事長が推戴する.

（１）会長経験者

（２）役員（理事又は監事）就任が 3 期以上あること

第３条　役員

会員の中から、理事会及び総会の議決を経て、理事長が任命する.

（１）審査申請・更新時に 65 歳未満であること

２　理事 2 名の推薦を必要とする.

第４条　評議員　削除

第５条　学術集会会長

会員の中から、理事会、総会の議決を経て、理事長が任命する.

第６条　運営委員会

本会におく委員会は次の通りとする.

- 総務委員会
- 財務委員会
- 編集委員会

・ 学術委員会
・ 渉外広報委員会
・ 将来計画委員会
・ 行賞委員会
・ 保険対策委員会
・ FJCA 委員会
・ 教育委員会
・ チーム医療委員会
・ 合同プログラム委員会
・ 循環器病対策委員会
・ 一般社団法人化検討委員会
・ メディカルスタッフ委員会

2　委員長は運営委員会、理事会の議を経て理事長が任命する.
3　委員は委員長が若干名を指名し、理事会の議決を経て、理事長が任命する.
4　目的・機能・委員会の定数・設置期間その他運営に関する必要事項は運営委員会、理事会において定める.
5　FJCA 委員会を資格審査委員会とする.

附則

1　特定非営利活動法人　日本冠疾患学会定款施行細則は、平成 19 年 12 月 13 日から適用される.
2　第１条一般会員会費の変更、役員・評議員会費の追加、および第 2 条から第 6 条の追加、平成 21 年 10 月 1 日から適用される.
3　第１条会員種別の変更、FJCA（特別正会員）の追加、および第 6 条の特別正会員制度準備委員会名変更、第 6 条５の追加、平成 21 年 12 月 17 日から適用される.
4　第６条 2 つの委員会名の追加、平成 25 年 10 月 1 日から適用される.
5　第６条 1 つの委員会名の追加、平成 25 年 12 月 12 日から適用される.
6　第 1 条（2）の追加、第 4 条（2）および第 6 条３の変更、平成 29 年 12 月 15 日から適用される.
7　第 1 条 ２ 休会制度（1）から（3）の追加、令和元年 12 月 13 日から適用される.
8　第 1 条 ３の追加、令和 2 年 12 月 26 日から適用される.
9　第６条 1 つの委員会名の追加、令和 3 年 5 月 6 日から適用される.
１０　第６条 1 つの委員会名の追加、令和 6 年 3 月 13 日から適用される.
１１　第６条 1 つの委員会名の追加、令和 6 年 11 月 28 日から適用される.
１２　第１条変更および第 4 条削除、令和 7 年 11 月 27 日から適用される.